

平成19年7月11日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成19年5月16日 諮問第18号)

〔ロケット打ち上げに係る無線局、人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するアマチュア局、臨時かつ一時の目的で開設される無線局並びに特別業務の無線局等の占有周波数帯幅の許容値を定めることに伴う制度整備〕

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中村(治)課長補佐、竹下係長、工藤係長)

電話：03-5253-5895

無線設備規則の一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、無線設備規則第 6 条(別表第 2 号)において、電波の型式の区分ごとに定めているが、実験局等のように、その運用形態をかんがみ、占有周波数帯幅を予め規定することが困難であるものにあつては、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅を別に指定している。

近年、科学技術の発達などを背景に、ロケット打ち上げの商用化やアマチュア無線の人工衛星システムの需要増加が見込まれている他、国際的なスポーツイベント（F 1 レース、世界陸上、ノルディックスキー W 杯ほか）の開催に伴い、参加国（又はチーム）により無線設備が持ち込まれる事案も年間を通じて発生しているが、これら業務に使用される無線設備が発射する電波は、運用状況により必要とするデータ伝送量が異なることから、占有周波数帯幅も様々なものが想定される。

よって、今般これらの無線設備についても、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅の許容値を別に指定できるよう追加するとともに、無線局の円滑な開設及び運用を促進するため、告示において規定する旨、無線設備規則別表第 2 号の一部を改正するものである。

2 改正省令案の概要

無線設備規則別表 2 号（第 6 条関連）の一部を別添新旧対照表のとおり改める。

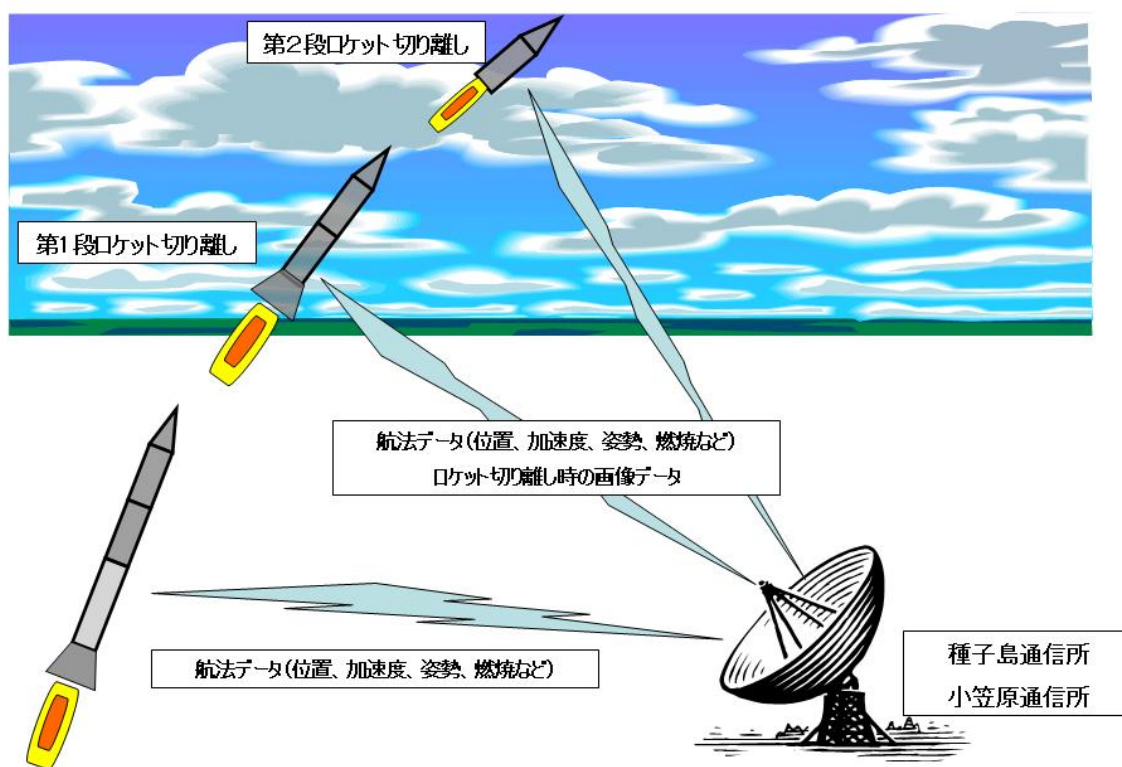
3 施行期日

平成 19 年 7 月 公布・施行（予定）

4 改正する無線局の代表例

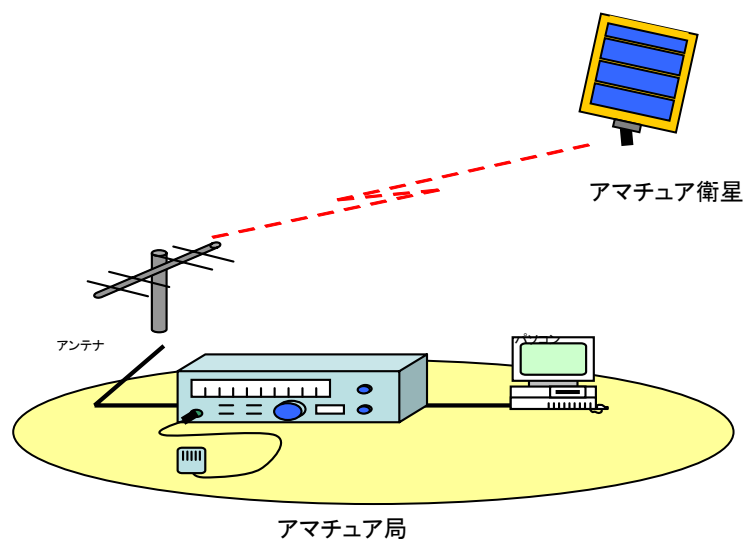
(別紙1)

ロケット打ち上げに係る無線局



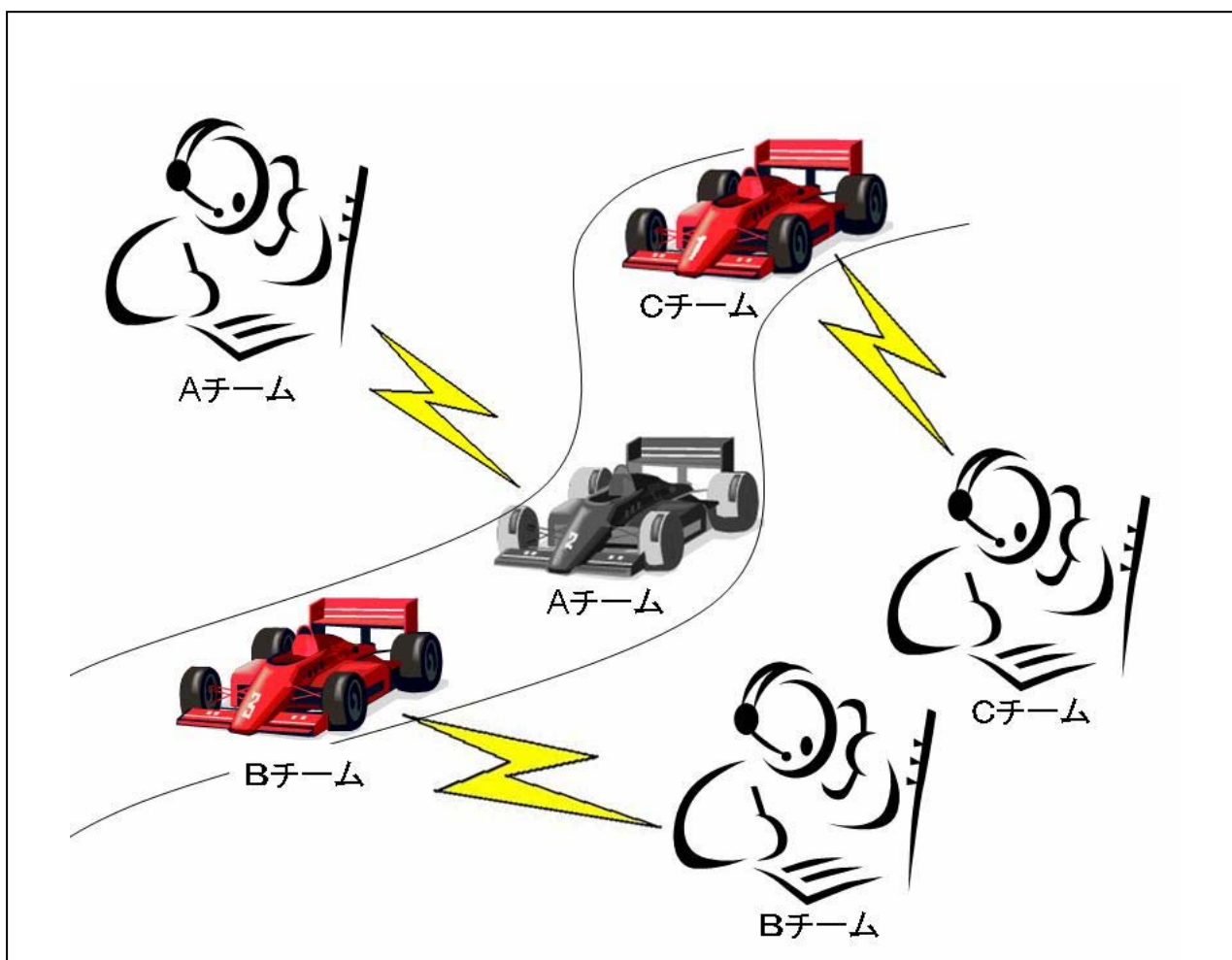
実験局から実用局に移行するが、ロケットの種類によっては、必ずしも占有周波数帯幅が一定とは限らないことから、電波の型式に冠して指定することとする。

人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するアマチュア局



アマチュア衛星の姿勢制御等を行う通信については、今後、大量のデータ伝送を行う可能性があることから、占有周波数帯幅を電波の型式に冠して指定することとする。

臨時かつ一時の目的で開設される無線局

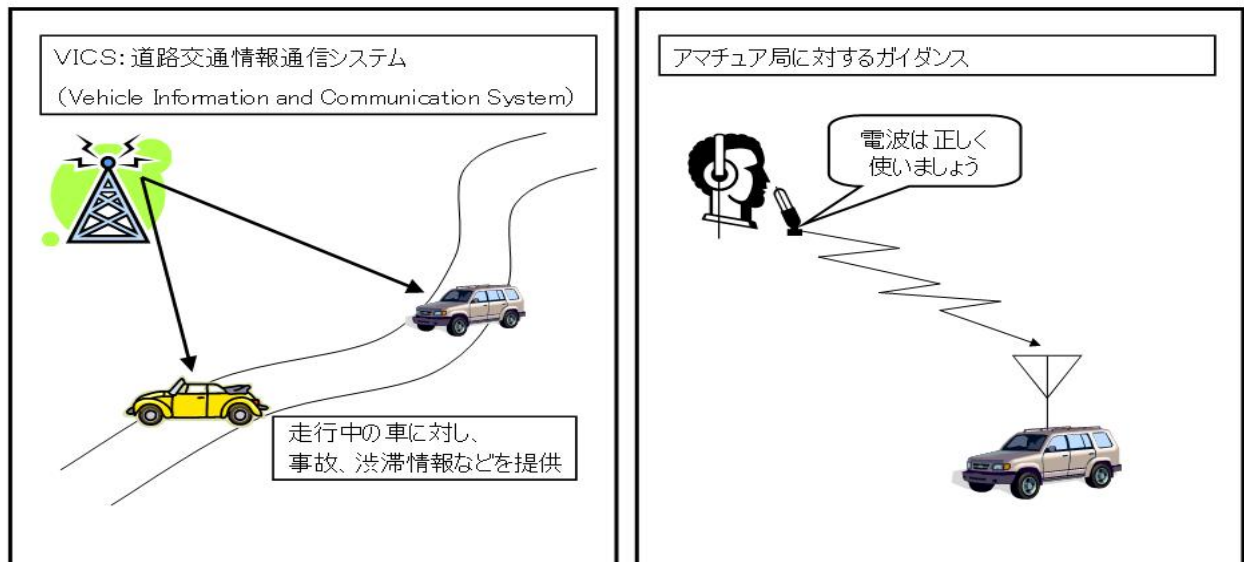


国際モータースポーツ大会

海外から持ち込まれる無線設備には、占有周波数帯幅について、日本の規格に合わないものもあることから、一時的に使用するものについては、占有周波数帯幅を電波の型式に冠して指定することとする。

特別業務の局

特別業務の一例



公共的な目的を持った無線局で、固定業務などに該当しないものに免許されるが、その態様に応じた、占有周波数帯幅が必要なため占有周波数帯幅を電波の型式に冠して指定することとする。

(コシツク体は電波監理審議会からの必要的諮問事項)

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)のI部を改正する法令案新田英昭表(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
別表第二号(第6条関係) 第1~3(略) 第4 第1に定める電波の型式を使用する無線設備であつて総務大臣が別に告示するものについては、第1の表に規定する値にかかわらず、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、次に掲げる計算式によることができるものは、これにより計算して指定する。	別表第二号(第6条関係) 第1~3(略) 第4 第1に定める電波の型式を使用する無線設備であつて次の1に掲げるものは、第1の表に規定する値にかかわらず、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、2に掲げる計算式によることができるものは、これにより計算して指定する。 1 無線設備の区別 (1) <u>A 1 A電波、A 1 B電波又はA 1 D電波で通信速度が100ボーを超えるもの(気象援助局のものを除く。)</u> (2) <u>F 1 B電波又はF 1 D電波で散乱波によつて通信を行うもの</u> (3) <u>200MHzを超える周波数の電波を使用するもの(第1の表に定めるものを除く。)</u> (4) <u>多段変調方式による単一通信路のもの(25.21MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)</u> (5) <u>2以上の異なつた電波の型式で同一周波数を使用するもの(25.21MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)</u>

占有周波数の計算式

電波の型式	計算式	電波の型式	計算式
<u>A 1 A</u> <u>A 1 B</u> <u>A 1 D</u>	<u>5 B</u>	<u>A 3 E</u>	<u>2 M</u>
<u>A 2 A</u> <u>A 2 B</u> <u>A 2 D</u>	<u>5 B + 2 M</u>	<u>F 2 B</u> <u>F 2 D</u> <u>F 3 E</u>	<u>2 M + 2 D k</u>

注 第2の注に同じ。ただし、kについては、F 2 B、F 2 D又はF 3 Eの場合、通常1とする。

第5～第53（略）

(6) 電波高度計、電波距離測定機及びテレメーター（気象援助局に使用するもの及びF 2 D電波 54MHzを超え 70MHz以下、142MHzを超え 162.0375MHz 以下又は 335.4MHzを超え 470MHz以下を使用し、かつ、信号伝送速度が每秒 9,600 ビット以下のもの（地球局又は宇宙局のものを除く。）を除く。）

(7) 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）のもの

(8) 実験局のもの

2 占有周波数帯幅の計算式

電波の型式	計算式	電波の型式	計算式
<u>A 1 A</u> <u>A 1 B</u> <u>A 1 D</u>	<u>5 B</u>	<u>A 3 E</u>	<u>2 M</u>
<u>A 2 A</u> <u>A 2 B</u> <u>A 2 D</u>	<u>5 B + 2 M</u>	<u>F 2 B</u> <u>F 2 D</u> <u>F 3 E</u>	<u>2 M + 2 D k</u>

注 第2の注に同じ。ただし、kについては、F 2 B、F 2 D又はF 3 Eの場合、通常1とする。

第5～第53（略）

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年7月11日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について
(平成19年5月16日 諮問第19号)

[スプリアス規定の経過措置の適用期間延長に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中村(治)課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5895

無線設備規則の一部を改正する省令 の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

スプリアス発射の強度の許容値は、世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR）が改正されたことを受けて、情報通信審議会及び電波監理審議会の審議を経て、平成 17 年 12 月 1 日に改正施行されました。

改正施行後は、旧規則から新規則の無線設備に移行するための経過期間を設け、

- ① メーカーに対しては、新たな基準を満たす無線設備の開発
- ② 利用者に対しては、新たな基準を満たす無線設備の導入

を促してきました。

しかしながら、

- ① 無線設備をリース契約し免許を受ける形態や旧規格の無線設備の在庫や中古が存在する現実から、2 年の経過措置の延長を要望する声が寄せられたこと。
- ② また、設備規則第 48 条に規定するレーダー（船舶用レーダー）にあっては、総務大臣の委託により型式検定に係る試験を行う者が新規格の試験に用いるサイトでの年間測定可能日数に上限があり、新規格の無線設備の市場への投入が限定される。等

の問題があり、これに対処するため、経過措置の適用期間を延長すべく、今般、必要な規定の整備を行うものです。

なお、今回の改正で経過措置の延長される無線設備は、免許を有していれば利用可能な無線設備（船舶レーダーを除く。）であり、スプリアスの新規格への最終適用日（平成 34 年 11 月 30 日）については従来とおり変更しないことから、特段電波監理に変更を及ぼすものではありません。

2 改正省令案の概要

無線設備規則等の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）の一部を改正する省令

平成 17 年 12 月に施行したスプリアス規定に係る経過措置のうち、旧規格の無線設備を利用して免許等手続を行うことができる期間を平成 29 年 11 月 30 日まで延長する等の規定の整備を行う。

3 今後のスケジュール

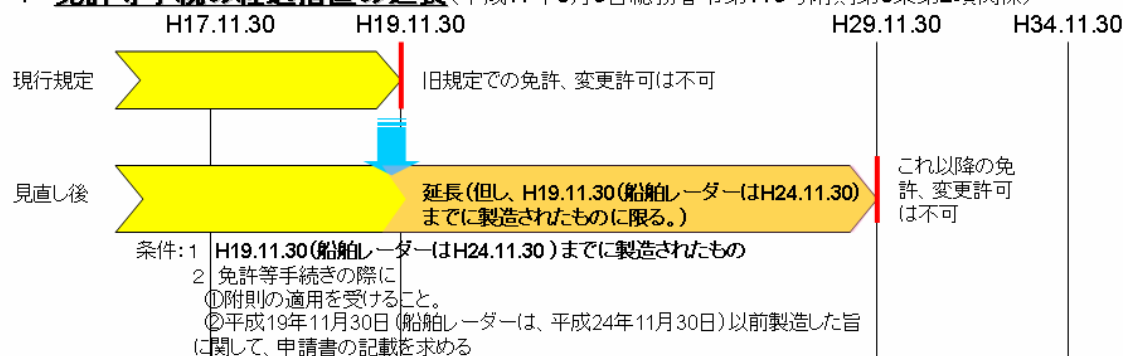
平成19年	5月	電波監理審議会	諮問
平成19年	7月	電波監理審議会	答申
平成19年	8月	公布施行	

1 制度改正イメージ

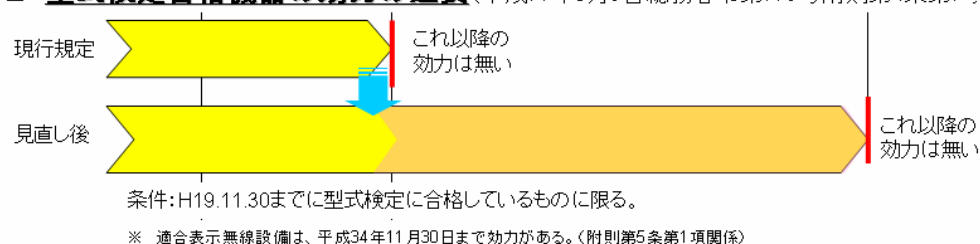
平成17年12月施行のスプリアス規定の経過措置の見直し案

MIC

1 免許等手続の経過措置の延長(平成17年8月9日総務省令第119号附則第3条第2項関係)



2 型式検定合格機器の効力の延長(平成17年8月9日総務省令第119号附則第4条第1項関係)



2 旧規則で免許等手続きを可能とする総務大臣が別に告示する条件案について

平成29年11月30日までに限り、旧規則により、無線局の免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる総務大臣が別に告示する規定の条件は、次のとおりとする。

使用する無線設備が平成19年11月30日(設備規則第四十八条に規定するレーダーにあっては、平成24年11月30日)以前に製造された無線設備であること

平成19年7月11日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について
(平成19年7月11日 諮問第23号)

[広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及びDSRCシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

【広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入及び5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大について】

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課

(今井課長補佐、佐々木係長)

電話：03-5253-5895

【DSRCシステムの高度化について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(森企画官、谷原係長)

電話：03-5253-5896

電波法施行規則及び無線設備規則の 各一部を改正する省令案について

- 一 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入、
5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及び
DSRC システムの高度化 一

1 諮問の概要

(1) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入

我が国においては、山間地や離島等の条件不利地域をはじめとして、いまだにブロードバンドのインターネットサービスが享受できないブロードバンド・ゼロ地域が存在する（平成 19 年 3 月末現在：247 万世帯）ことから、このようなデジタル・ディバイドを早期に解消するための有力な手段として、広帯域移動無線アクセスシステム（特に固定的利用に適した高利得 FWA システム）の活用が期待されている。

※ 高利得 FWA システム：指向性の高い空中線を用いた固定無線アクセス（Fixed Wireless Access）システム。

このため、情報通信審議会において、本年 1 月より、広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入に関する検討が行われ、本年 4 月、同審議会から「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高利得 FWA システムの技術的条件」に関する一部答申を受けたところ。

今般、本答申を踏まえ、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムを導入するため、関係規定の整備を行うこととしたもの。

なお、広帯域移動無線アクセスシステムを導入する 2.5GHz 帯の 80MHz の帯域のうち、10MHz をデジタル・ディバイドの解消等のための「固定系地域バンド」に割り当てることを主な内容とする「2.5GHz 帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案」について、本年 5 月 15 日から 6 月 15 日までの間パブリック・コメントの募集を実施したところであり、本免許方針について、本日報道発表を行う予定となっている。

《改正する省令の内容》

ア 無線設備規則

高利得 FWA の無線局の無線設備の技術基準を定めること。【第 24 条、第 49 条の 28、第 49 条の 29 及び別表第 2 号】

※ 情報通信審議会では、高利得 FWA に関して、WiMAX と次世代 PHS の 2 つの方式の技術的条件を答申するとともに、同一の周波数に導入するシステムの方式については、周波数の有効利用の観点から、システム間の同期を確保する必要があるため、1 つの方式とすることが適当であるとしている。

このため、2.5GHz 帯に導入する高利得 FWA の方式を定める無線設備規則においては、WiMAX 及び次世代 PHS の 2 つの方式を規定することとするが、このうち、固定系地域バンドに導入するシステムの方式については、無線設備規則の規定に基づく告示に基づき、当分の間は WiMAX とする。

(2) 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大

5GHz 帯（4,900MHz から 5,000MHz）においては、高出力の無線アクセスシステム（以下、「5GHz 帯無線アクセスシステム」という。）を簡易な登録制の手続きにより導入することができるようにするため、既存の電気通信業務用固定通信システムの使用期限を本年 11 月末までとしている。

このうち、特に 5GHz 帯無線アクセスシステムの需要の見込まれる大都市圏については、早期の導入を可能とするため、電気通信業務用固定通信システムの使用期限を 2 年間前倒しし、平成 17 年 12 月から、関東、東海及び近畿総合通信局の管轄区域（以下、「東名阪」という。）において、登録制度を先行して導入したところ。

今般、東名阪以外の地域についても、本年 11 月末までの使用期限が到来し、この帯域における電気通信業務用固定通信システムの退出が完了することから、本年 12 月 1 日から、5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を全国（一部の地域を除く。）に拡大するための関係規定の整備を行うこととしたもの。

《改正する省令の内容》

ア 電波法施行規則

4,900MHz から 5,000MHz までの周波数を使用する登録局の開設可能区域を変更すること。【第 18 条関係】

(3) DSRC システムの高度化

狭域通信（DSRC）システムは、ITS（高度道路交通システム）の主要システムの一つであり、本システムを利用した ETC では 1,700 万台以上の車載器が普及しています。また、駐車場の入出管理や料金決済など、様々な用途で普及しつつあります。

近年、ユビキタスネットワーク社会の構築が進展していく中で、DSRC システムについても幅広い分野における利活用が期待されており、国土交通省をはじめとする関係機関において、運転者を支援するための新たなサービス提供が予定されています。

今後も DSRC システムを利用した高度な ITS サービスの出現が予想されており、それらのサービスの迅速な提供を可能とする環境を整備するため、DSRC システムの通信方式の追加を行うものです。

《改正する省令の内容》

ア 無線設備規則

狭域通信システムの陸上移動局の通信方式に単信方式を追加し、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の通信方式に、単信方式及び同報通信方式を追加します。【第 49 条の 26 関係】

2 施行期日

- (1) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入
公布の日から施行。
- (2) 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大
平成 19 年 12 月 1 日から施行。
- (3) DSRC システムの高度化
公布の日から施行。

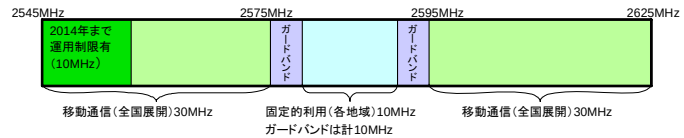
固定系地域バンドの免許方針のポイント

1 固定系地域バンドの目的

- 地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することによるデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

2 対象とする周波数

- 2575～2595MHzの周波数のうちの10MHz



3 対象とする無線局(※干渉の回避、電波の有効利用の観点から、一的方式とする)

- 当分の間WiMAXの無線局とする。

4 申請者の要件

- 電気通信事業者(※全国バンドの認定を受けた者を除く)

5 免許の対象区域

- 原則として、一の市区町村の区域内
※ ただし、固定系地域バンドの目的に反しない限り、複数の市区町村の区域内(原則として、一の都道府県の範囲内)

6 申請の際の調整

- 隣接する周波数及び同じ周波数を使用する者との間で、干渉の回避に関し、合意済みであること
- 同じ周波数の隣接地域のシステムとの間で同期(※送信タイミングの一致等)をとること

7 申請の審査

- 同一の区域で複数の申請があった場合は比較審査を行い、固定系地域バンドの目的により合致するものを免許する
- 関係地方公共団体(市区町村及び都道府県)の意見を参考にする

高利得FWAの想定される利用シーン(シーン1～3)



(参考資料 3)

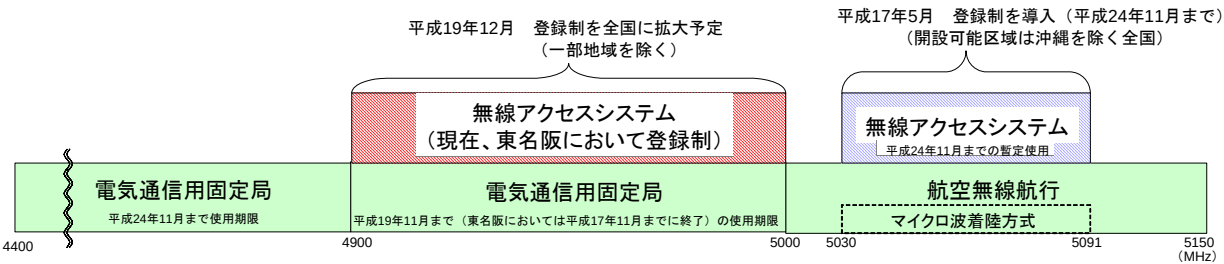
高利得FWAの無線設備の主な技術的条件

システム		WiMAX	次世代PHS	備 考
通信方式		TDD		モバイルと同じ
接続方式		OFDMA		モバイルと同じ
変調方式	基地局	BPSK、QPSK、 16QAM、64QAM	BPSK、QPSK 16QAM、32QAM、 64QAM、256QAM	モバイルと同じ
	端末局	QPSK、16QAM		
占有周波数帯幅		4. 9MHz、9. 9MHz	2. 4MHz、4. 8MHz、 9. 6MHz	モバイルと同じ
最大 空中線電力	基地局	20 W <u>モデル3で利得が17-20 dBi 10W</u> <u>利得が20-23dBi 5W</u> <u>利得が23-25dBi 3. 2W</u>	10 W <u>モデル3で利得が12-20 dBi 10W</u> <u>利得が20-23dBi 5W</u> <u>利得が23-25dBi 3. 2W</u>	モバイルWiMAX 20 W モバイル次世代PHS 10 W
	端末局	モデル1 200 mW モデル2 利得が20dBi以下 200 mW モデル3 利得が23dBi以下 200 mW	<u>利得が20-23dBi 100 mW</u> <u>利得が23-25dBi 63 mW</u> <u>利得が23-25dBi 126 mW</u>	モバイルWiMAX 200 mW モバイル次世代PHS 200 mW
最大送信 空中線利得	基地局	モデル1 17 dBi モデル2 17 dBi <u>モデル3 25 dBi</u>	モデル1 12 dBi モデル2 12 dBi <u>モデル3 25 dBi</u>	モバイルWiMAX 17 dBi モバイル次世代PHS 12 dBi
	端末局	<u>モデル1 10 dBi</u> ※ <u>モデル2 25 dBi</u> <u>モデル3 25 dBi</u>		モバイルWiMAX 2 dBi モバイル次世代PHS 4 dBi

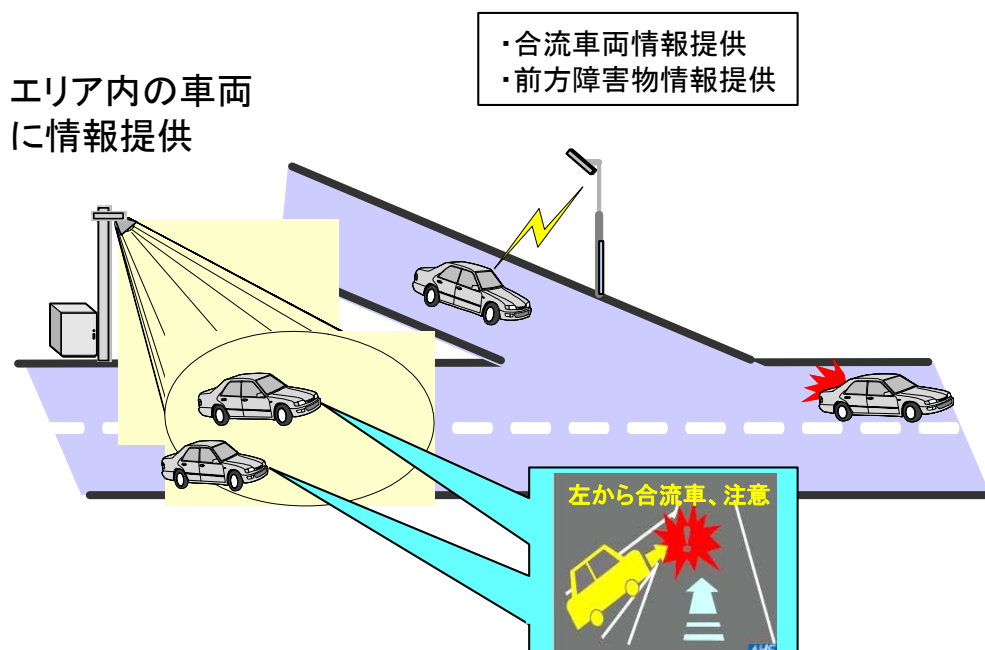
※ 屋内利用限定 注1 赤字は、モバイルとの相違点 注2 MBTDD-Wideband及びMBTDD 625k-MCは、高利得FWAを想定せず。

(参考資料 4)

5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の
開設可能区域の拡大について



DSRC システムの利用シーン (例)



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年7月11日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年7月11日 諮問第24号)

[二周波方式による一般業務用の周波数の拡充及び1.2GHz帯を使用した
画像伝送用携帯局の導入に向けた変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 二周波方式による一般業務用の周波数の拡充に伴う変更

二周波方式による一般業務用（陸上移動）の無線局については、タクシー車両の位置情報の把握や円滑な配車事務等の業務の高度化等に活用されているところである。

現在、この二周波方式による一般業務用の周波数としては、453/467MHz 帯等を確保しているが、主に首都圏では、道路交通法の改正や業界内の再編により各事業者の車両台数が増加傾向にあり、事業範囲も広範囲となっていることから、デジタルタクシー無線の利用需要が増大しており、周波数が逼迫して、割当てができないおそれが出てきた。

他方、この帯域を利用する都道府県防災行政用無線（固定）については、デジタル化され、260MHz 帯への移行が進められているところであり、同帯域における今後の追加割当ての需要はない状況にある。

本件は、このような状況を踏まえ、二周波方式による一般業務用の周波数の逼迫を解消するため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

二周波方式として 467MHz 帯と対とする 453MHz 帯の周波数に、二周波方式による陸上移動業務（一般業務用）を追加する等、必要な規定の整備を図る。

II 1. 2GHz 帯を使用した画像伝送用携帯局の導入に向けた変更

近年、建築物の眺望撮影、竣工写真撮影、文化財撮影、地震・土砂崩れの被災地の状況把握等に役立てるため、高い高度からの空中撮影ではなく、低い高度からの空中撮影のニーズが高まっている。

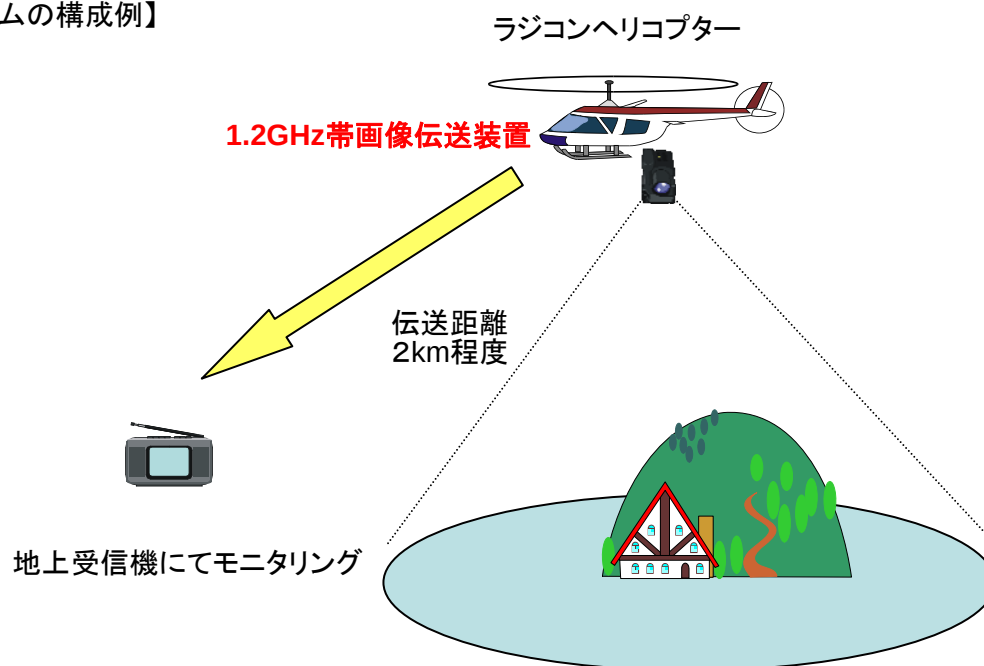
このため、低空からの撮影が可能となるよう、カメラや送信機を小型化して、ラジコンヘリコプター等に搭載した 1. 2GHz 帯の実験局により伝送実験が行われてきた。

その結果、画像品質が確保でき、他の無線局への電波干渉もないことが確認されたことから、今般、実用局の免許が可能となるよう規定の整備を行うものであり、本件は、これに伴い、このような移動通信システムを導入可能とするため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

1260-1300MHz 帯の周波数に、移動業務（公共業務用及び一般業務用）を追加する。

【システムの構成例】



Ⅲ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成19年7月11日

2. 5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について
(平成19年7月11日 諮問第25号)

[2.5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステム用周波数としての使用に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(西潟課長補佐)

電話：03-5253-5893

二・五㎐帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二・五㎐帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

- 1 本開設指針の対象とする特定基地局に使用させることとする周波数は、二、五四五㎐を超え二、五七五㎐以下及び二、五九五㎐を超え二、六二五㎐以下の周波数とする。この場合において、二、五四五㎐を超え二、五五五㎐以下の周波数を使用するときは、平成二十六年十二月三十一日

までの期間において、二、五〇五㎐を超え二、五三五㎐以下の周波数を使用する無線局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

2 当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1 本開設指針の対象とする特定基地局は、開設計画の認定の日から三年以内に運用を開始しなければならない。

2 当該特定基地局を配置する者は、開設計画の認定の日から三年以内に、全国のカバー率（一の市町村（特別区を含み、平成十九年 月 日における行政区画による区域とする。以下同じ。～）におけるすべての市町村事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項の事務所並びに同法第一百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。～）の支所及び出張所をいう。以下同じ。～）において本開設指針に係る認定を受けた開設計画に係る基地局と当該基地局を通信の相手方とする電気通信業務を行うことを目的とする陸上に開設する移動する無線局との通信（以下「電気通信業務用無線通信」という。～）が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能な市町村として、電気通信業務用無線通信が可能な市町村の人口（平成十七年国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。～）の合計を全国の人口で除した値をいう。～）が百分の十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

ない。

3 当該特定基地局を配置する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとのカバー率（一の市町村におけるすべての市町村事務所等において電気通信業務用無線通信が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能な市町村として、一の総合通信局の管轄区域の電気通信業務用無線通信が可能な市町村の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。）がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
小セル化及び空間多重技術の導入による収用効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 本開設指針において特定基地局の開設とは、次に掲げるときとする。

(一) 第二項第一号に規定する周波数のみを使用する特定基地局を開設するとき。

(二) 第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数を併せて使用する特定基地局を開設するとき。

(三) 既に開設している無線局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への

変更に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十九条の規定による周波数の指定の変更を受けた特定基地局を開設するとき。

2 開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行うものとする。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は、三十MHzとする。

(二) 開設計画の認定の申請に当たっては、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。

(二) 申請者が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）ではないこと。

(三) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が第三世代移動通信事業者ではないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は申請者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者は申請者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

(四) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、一の第三世代移動通信事業者、当該第三世代移動通信事業者が議決権の三分の一以上を保有する者、当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者及び当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（当該第三世代移動通信事業者を除く。）が所有する申請者の議決権の合計が三分の一を超えないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の第三世代移動通信事業者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者

の議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

(五) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は申請者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者は申請者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

4 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 特定基地局の整備計画に関する事項

総合通信局の管轄区域内における、毎年度ごと、市町村ごと及び無線局の種別ごとの特定基地局の開設数並びにカバー率に関する今後の計画

二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1 特定基地局の無線設備、端末設備、中継回線その他の必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に定める電気通信設備をいう。以下同じ。）の確保に関する実績及び今後の計画

2 特定基地局の設置場所の確保に関する実績及び今後の計画

3 特定基地局の開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組の実績及び今後の計画

4 特定基地局の円滑な整備のための工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績及び今後の計画

三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績

2 電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績及び今後の計画

3 電気通信主任技術者の配置に関する実績及び今後の計画

四 財務的基礎に関する事項

1 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠

2 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠

3 開設計画に基づく事業に必要な資金の確保（出資、借入れ、リース等）に関する計画

4 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の前号の計画に従って必要な資金を確保できることを証する書類

五 法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項

1 法令遵守のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（法令遵守に係る社内規定等がある場合は、別紙により添付すること。）

2 個人情報保護のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（個人情報保護に係る社内規定等がある場合は、別紙により添付すること。）

3 顧客からの苦情及び問い合わせに対応するための体制の整備に関する実績及び今後の計画

六 混信の防止等に関する事項

1 基地局及び陸上移動局の送信バースト長

2 無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画

七 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

小セル化及び空間多重技術の導入による収容効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画

八 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。）に対する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に定める電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供又は事業者間の接続に関する条件の設定に関する計画その他の無線設備の利用を促進するための計画

九 申請者の条件に関する事項

申請者が第五項第三号の（一）から（五）までに規定する要件に適合していることを証する書類

十一 から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績及び今後の計画

別表第二 開設計画の認定の要件

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性

1 広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していること。

2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有すること。

3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有すること。

4 特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に定める電気通信事業をいう。以下同じ。）を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有する

こと。

5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。

6 関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。

7 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。

二 混信の防止

1 既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有すること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有すること。

三 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

1 本開設指針が対象とする特定基地局による電気通信役務の多様化と電波の有効利用の促進に資するため、本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有すること。

2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円

滑な運営に寄与すること。

別表第三 開設計画の認定の比較審査基準

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性

1 より広範な地域においてより早期に電気通信役務を提供するための特定基地局を配置する計画を有していること。

2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力がより充実していること。

3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。

4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。

5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること。

6 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。

二 混信の防止等

1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するためのより優れた技術を導入すること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策がより充実してい

ること。

3 小セル化及び空間多重技術の導入による収用効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するためのより優れた技術の開発及び導入をする計画を有していること。

三 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

1 本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的な計画を有していること。

2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。

二・五㎐帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二・五㎐帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

- 1 本開設指針の対象とする特定基地局に使用させることとする周波数は、二、五四五㎐を超え二、五七五㎐以下及び二、五九五㎐を超え二、六二五㎐以下の周波数とする。この場合において、二、五四五㎐を超え二、五五五㎐以下の周波数を使用するときは、平成二十六年十二月三十一日

までの期間において、二、五〇五㎞を超え二、五三五㎞以下の周波数を使用する無線局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

2 当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1 本開設指針の対象とする特定基地局は、開設計画の認定の日から三年以内に運用を開始しなければならない。

2 当該特定基地局を配置する者は、開設計画の認定の日から三年以内に、全国のカバー率（一の市町村（特別区を含み、平成十九年 月 日における行政区画による区域とする。以下同じ。）におけるすべての市町村事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項の事務所並びに同法第一百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）の支所及び出張所をいう。以下同じ。）において本開設指針に係る認定を受けた開設計画に係る基地局と当該基地局を通信の相手方とする電気通信業務を行うことを目的とする陸上に開設する移動する無線局との通信（以下「電気通信業務用無線通信」という。）が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能な市町村として、電気通信業務用無線通信が可能な市町村の人口（平成十七年国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。）の合計を全国の人口で除した値をいう。）が百分の十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

ない。

3 当該特定基地局を配置する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとのカバー率（一の市町村におけるすべての市町村事務所等において電気通信業務用無線通信が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能な市町村として、一の総合通信局の管轄区域の電気通信業務用無線通信が可能な市町村の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。）がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
小セル化及び空間多重技術の導入による収用効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 本開設指針において特定基地局の開設とは、次に掲げるときとする。

(一) 第二項第一号に規定する周波数のみを使用する特定基地局を開設するとき。

(二) 第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数を併せて使用する特定基地局を開設するとき。

(三) 既に開設している無線局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への

変更に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十九条の規定による周波数の指定の変更を受けた特定基地局を開設するとき。

2 開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行うものとする。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は、三十MHzとする。

(二) 開設計画の認定の申請に当たっては、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 申請者が無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。

(二) 申請者が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）ではないこと。

(三) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が第三世代移動通信事業者ではないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は申請者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者は申請者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

(四) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、一の第三世代移動通信事業者、当該第三世代移動通信事業者が議決権の三分の一以上を保有する者、当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者及び当該第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（当該第三世代移動通信事業者を除く。）が所有する申請者の議決権の合計が三分の一を超えないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の第三世代移動通信事業者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者

の議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の第三世代移動通信事業者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

(五) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者は申請者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者は申請者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。

4 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 特定基地局の整備計画に関する事項

総合通信局の管轄区域内における、毎年度ごと、市町村ごと及び無線局の種別ごとの特定基地局の開設数並びにカバー率に関する今後の計画

二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1 特定基地局の無線設備、端末設備、中継回線その他の必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に定める電気通信設備をいう。以下同じ。）の確保に関する実績及び今後の計画

2 特定基地局の設置場所の確保に関する実績及び今後の計画

3 特定基地局の開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組の実績及び今後の計画

4 特定基地局の円滑な整備のための工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績及び今後の計画

三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績

2 電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績及び今後の計画

3 電気通信主任技術者の配置に関する実績及び今後の計画

四 財務的基礎に関する事項

1 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠

2 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠

3 開設計画に基づく事業に必要な資金の確保（出資、借入れ、リース等）に関する計画

4 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の前号の計画に従って必要な資金を確保できることを証する書類

五 法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項

1 法令遵守のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（法令遵守に係る社内規定等がある場合は、別紙により添付すること。）

2 個人情報保護のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（個人情報保護に係る社内規定等がある場合は、別紙により添付すること。）

3 顧客からの苦情及び問い合わせに対応するための体制の整備に関する実績及び今後の計画

六 混信の防止等に関する事項

1 基地局及び陸上移動局の送信バースト長

2 無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画

七 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

小セル化及び空間多重技術の導入による収容効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画

八 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。）に対する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に定める電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供又は事業者間の接続に関する条件の設定に関する計画その他の無線設備の利用を促進するための計画

九 申請者の条件に関する事項

申請者が第五項第三号の（一）から（五）までに規定する要件に適合していることを証する書類

十一 から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績及び今後の計画

別表第二 開設計画の認定の要件

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性

1 広範な地域において電気通信役務の提供を可能とするための合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していること。

2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有すること。

3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有すること。

4 特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に定める電気通信事業をいう。以下同じ。）を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有する

こと。

5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。

6 関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。

7 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。

二 混信の防止

1 既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有すること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有すること。

三 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

1 本開設指針が対象とする特定基地局による電気通信役務の多様化と電波の有効利用の促進に資するため、本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有すること。

2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円

滑な運営に寄与すること。

別表第三 開設計画の認定の比較審査基準

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性

1 より広範な地域においてより早期に電気通信役務を提供するための特定基地局を配置する計画を有していること。

2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力がより充実していること。

3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。

4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。

5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること。

6 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。

二 混信の防止等

1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するためのより優れた技術を導入すること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策がより充実してい

ること。

3 小セル化及び空間多重技術の導入による収用効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するためのより優れた技術の開発及び導入をする計画を有していること。

三 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

1 本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的な計画を有していること。

2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年7月11日

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

[平成23年以降のBS放送用周波数の追加等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

電話：03-5253-5799

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について －平成23年以降のBS放送用周波数の追加等－

1 背景

(1) 平成23年以降のBS放送用周波数の追加

- ① 現在、我が国に割り当てられているBS放送用周波数は、チャンネル番号1、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21及び23の合計12周波数である。これら12周波数のうち、チャンネル番号17、19、21及び23を除く8周波数は、現在、使用されているが、残余の合計4周波数については、平成23年まで運用される予定である他の無線局との干渉が懸念されること等の理由により、これまで使用することが認められていない。
- ② また、上記BS放送用周波数のうち、アナログ放送のために現在使用されている3周波数（5、7及び11チャンネル）については、放送普及基本計画等において平成23年までに終了することとされているが、その終了後の当該周波数の使用については、未だ決定されていない。
- ③ 他方、平成23年以降の使用について決定されていない上記①及び②に掲げる7周波数に対するニーズは、昨年実施した「新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集」の結果により確認されている。
- ④ 以上のことから、上記①及び②に掲げる7周波数について、平成23年以降、使用できるようにする必要がある。

(2) その他衛星放送に関する所要の規定の整備

- ① 平成19年開始予定の新しいBSデジタル放送の円滑な開始のために、開始日の前倒しを可能とする必要がある。
- ② CSデジタル放送の予備衛星の後継衛星を確保する必要がある。

2 諮問内容

(1) 放送普及基本計画の一部変更

平成23年以降については、上記7周波数を、BSデジタル放送（受託国内放送）のために使用することができることとする。

(2) 放送用周波数使用計画の一部変更

- ① 平成23年以降については、上記7周波数を、BSデジタル放送（受託国内放送）のために使用することができることとする。
- ② 平成19年開始予定の新しいBSデジタル放送の開始日について、現在、同年12月1日開始としているところを前倒しで開始できるようにするための規定整備を行う。
- ③ CSデジタル放送の予備衛星の後継衛星の運用が可能となるようにするための規定整備を行う。

3 参考

上記7周波数のうち少なくとも上記1①の4周波数を使用する新たなBSデジタル放送については、新たな放送衛星を確保しなければ円滑に実施することができないことから、今後、平成19年8月から9月までの間、当該新たな放送衛星に関する無線局免許の申請を受け付け、電波監理審議会に諮問し答申をいただいた上で、平成19年12月までには予備免許を交付することとする予定。

2007年12月以降のBS放送

1、3、13、15ch		ハードソフト分離制度を採用しており、受託放送事業者である B-SAT 社の人工衛星「BSAT-2c」を使用							
1ch		3ch		13ch			15ch		
ビーエス朝日 (テレビ朝日系)	ビーエス・アイ (TBS系)	WOWOW	BSジャパン (テレビ東京系)	BS日本 (日本テレビ系)	ビーエスフジ (フジテレビ系)	NICK(BS-1)	NICK(BS-2)	NHK (BS-hi)	

5、7、9、11ch		ハードソフト分離制度を採用しており、2007年打上げ予定の B-SAT 社の人工衛星「BSAT-3a」を使用予定					
5ch		7ch		9ch		11ch	
アナログ放送 WOWOW		アナログ放送 NHK (BS1)		日本BS放送	スター・ チャンネル	ワールド・ ハイビジョン・ チャンネル	アナログ放送 NHK (BS2)

17、19、21、23ch	国際調整手続を経て2000年に我が国に割り当てられた新たな周波数であり、現時点ではまだ使用されていない
---------------	---

平成19年1月26日

新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集の結果

総務省では、このたび、「衛星放送の将来像に関する研究会」でとりまとめられた報告書（平成18年10月19日）を踏まえ、平成18年10月19日から同年12月28日まで、新たなBS放送用周波数の利用に関する提案を募集したところです。その結果、22者から24件の提案が提出されましたので、公表いたします。

1 経緯等

総務省では、平成18年10月19日に、「衛星放送の将来像に関する研究会」でとりまとめられた報告書（平成18年10月19日）を公表いたしました。

そこでは、「今後新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数の利用を行うにあたっては、事業者の自由な創意工夫による低コスト化又は高機能化を促進する観点から、H.264／AVC映像符号化方式及びDVB-S.2伝送路符号化方式等の新たな放送方式も加えて複数の方式を採用することが適当」であり、また、「具体的に計画又は想定している、あるいは望ましい、求められるBSデジタル放送用周波数の利用システムについて、広く提案を募集することが適当」であると記述されています。これを受けて、平成18年10月19日（木）から12月28日（木）までの間、新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集を行ったものです。

その結果、22者から24件の提案の提出がありました。概要は別紙のとおりです。

2 今後のスケジュール

提出されたご提案を踏まえ、新たに打ち上げられる衛星に係る受託放送事業者の決定のための必要な制度整備を行う予定です。

関係報道資料

【衛星放送の将来像に関する研究会報告書】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061019_2.html

【新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集及び説明会の開催】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061019_1.html

【連絡先】

総務省情報通信政策局衛星放送課

担 当： 箴島課長補佐、川名データ放送係長

電 話： 03-5253-5799（直通）

FAX： 03-5253-5800

1. 新たなBS放送用周波数の使用に関する提案

提案内容別に分類したところ、以下のとおりです。

提案内容	意見提出件数
(1) 既存放送サービスの向上のためのスロット数の拡大等	3件
(2) 新規番組の開始	16件
(3) 地上デジタル放送の再送信	3件
(4) 新技術の実験	1件
(5) その他	1件

「(2) 新規番組の開始」を提案した16件は、利用したい周波数として、いずれの者もアナログ跡地3チャンネル(5, 7, 11ch)を優先して希望。

2. 放送方式に関する提案

「(2) 新規番組の開始」を提案した16件のうち、H. 264方式を希望するものが1件あり、MPEG-2方式かH. 264方式のいずれかを検討するとしたものが2件ありました。

提案内容	意見提出件数
従来どおりの放送方式 (MPEG-2)	17件 ((1) 既存サービス向上のためのスロット数拡大を提案したのも含む。)
新たな放送方式 (H. 264)	3件 (いずれかを検討すると提案したものを含む。)
上記以外の放送方式	1件

3. 希望する周波数の合計

利用を希望する周波数幅を合計すると、13トラポン分強。(割当て可能な7トラポン分の周波数の約2倍)。

※1 実質的に同一内容の提案と思われるものについては重複せずにカウントしている。

※2 放送方式により、1中継器未満の周波数幅のカウント方法が異なるため、合計は中継器単位としている。

意見募集の結果（平成２３年以後のＢＳデジタル放送用周波数の追加に対する意見）

賛成である旨を明記しているもの	賛成を前提として関連要望を提出しているもの	反対意見
１４者 （株）ビーエスフジ、（株）スターチャンネル、宇宙通信（株）、三井物産（株）、日本放送協会、ジェイサット（株）、（株）ビーエス・アイ、ワールド・ハイビジョン・チャンネル（株）、（株）ＢＳジャパン、（株）放送衛星システム、（社）衛星放送協会、（株）東北新社、（株）スーパーネットワーク、匿名１者）	２者 （株）WOWOW、（社）電子情報技術産業協会）	４者 （株）ＢＳ朝日、（株）テレビ朝日、（株）朝日新聞社、匿名１者） 【意見概要】 （株）ＢＳ朝日 ・ アナログ跡地３ｃｈは委託事業者の申請を受け付ける２００９年までに結論を出せば十分に対応可能であり、本年１２月の２局新規参入後の視聴者動向、市場変化、新規参入事業者の経営状況など多チャンネル化が進む影響をある程度見定めた上で慎重に判断すべき ・ 追加４ｃｈは、３ｃｈの使い方を決めた後、ＢＳデジタル全体の需要動向を見ながら視聴者の利便性向上のために使うのが妥当、適切な環境が整うまで使用を控えるべき （株）テレビ朝日 ・ 跡地３ｃｈには賛成、新規４ｃｈには反対 ・ 大幅なチャンネル運営者の増加は、コンテンツ資源の分散をもたらし、国が掲げるコンテンツ強化策とは逆の効果をもたらす。従来のインフラ拡大路線から脱却し、コンテンツの充実・強化策を放送政策の中心に置くべき ・ 既存ＢＳデジタル事業者が依然として巨額の累積赤字を抱えた状態で、新規事業者を多数参入させることは、既存のＢＳ各社の収益を悪化させる要因となる。 ・ ＢＳの多チャンネル路線は、発展途上の１１０度ＣＳの健全な発達普及を阻害することになりかねない （株）朝日新聞社 ・ 跡地３ｃｈは技術の進展や需要の動向を踏まえ、委託申請受付の２００９年までに結論を出せば十分 ・ 追加４ｃｈは、他無線との干渉等多くの課題が残されており、３ｃｈの使い方を決めた後、ＢＳ全体の視聴動向や地上デジタル放送の補完措置の調整を見極めて判断すべき ・ 現在のＢＳ４ｃｈも２３年間使用を見合わせた経緯があり、追加４ｃｈについても使用を見合わせても支障ない

○ 放送普及基本計画（昭和63年 郵政省告示第660号）の一部変更案 新旧対照表

新	旧
第1 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1) 国内放送の普及 (略) (2) 受託国内放送の普及 ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送 (ア) デジタル放送以外の放送 (略) (イ) デジタル放送 衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、平成19年までは放送衛星業務用の周波数の4を、平成19年からは放送衛星業務用の周波数の5を、<u>平成23年からは放送衛星業務用の周波数の12</u>を使用して行うこと。 以下(略) イ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送 (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略)	第1 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1) 国内放送の普及 (略) (2) 受託国内放送の普及 ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送 (ア) デジタル放送以外の放送 (略) (イ) デジタル放送 衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、平成19年までは放送衛星業務用の周波数の4を、平成19年からは放送衛星業務用の周波数の5を使用して行うこと。 以下(略) イ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送 (略) (3)～(5) (略) 2・3 (略)

○ 放送用周波数使用計画（昭和63年 郵政省告示第661号）の一部変更案

新	旧																																						
第1 総則 1 (略) 2 (1) 周波数 ア～ウ (略) エ デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。） (ア)、(イ) (略) (ウ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して受託国内放送を行う衛星によるもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>チャンネル番号</th><th>中央の周波数 (GHz)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>11.72748</td></tr> <tr><td>3</td><td>11.76584</td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td><u>11.80420</u></td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td><u>11.84256</u></td></tr> <tr><td>9</td><td>11.88092</td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>11.91928</u></td></tr> <tr><td>13</td><td>11.95764</td></tr> <tr><td>15</td><td>11.99600</td></tr> <tr><td><u>17</u></td><td><u>12.03436</u></td></tr> <tr><td><u>19</u></td><td><u>12.07272</u></td></tr> <tr><td><u>21</u></td><td><u>12.11108</u></td></tr> <tr><td><u>23</u></td><td><u>12.14944</u></td></tr> </tbody> </table> (イ) <u>人工衛星JCSAT-3A、JCSAT-4及びJCSAT-Rによるもの</u> 中央の周波数$12.50800 + 0.01500p$ GHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+1) 中央の周波数$12.26800 + 0.02000p$ GHz (pは0から<u>11</u>までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+17) (オ) 人工衛星JCSAT-4Aによるもの 中央の周波数$12.50800 + 0.01500p$ GHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+1) (カ) (略)	チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)	1	11.72748	3	11.76584	<u>5</u>	<u>11.80420</u>	<u>7</u>	<u>11.84256</u>	9	11.88092	<u>11</u>	<u>11.91928</u>	13	11.95764	15	11.99600	<u>17</u>	<u>12.03436</u>	<u>19</u>	<u>12.07272</u>	<u>21</u>	<u>12.11108</u>	<u>23</u>	<u>12.14944</u>	第1 総則 1 (略) 2 (1) 周波数 ア～ウ (略) エ デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。） (ア)、(イ) (略) (ウ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して受託国内放送を行う衛星によるもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>チャンネル番号</th><th>中央の周波数 (GHz)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>11.72748</td></tr> <tr><td>3</td><td>11.76584</td></tr> <tr><td>9</td><td>11.88092</td></tr> <tr><td>13</td><td>11.95764</td></tr> <tr><td>15</td><td>11.99600</td></tr> </tbody> </table> (イ) <u>人工衛星JCSAT-3、JCSAT-3A及びJCSAT-4によるもの</u> 中央の周波数$12.50800 + 0.01500p$ GHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+1) 中央の周波数$12.26800 + 0.02000p$ GHz (pは0から<u>15</u>までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+17) (オ) 人工衛星JCSAT-4Aによるもの 中央の周波数$12.50800 + 0.01500p$ GHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+1) <u>中央の周波数$12.26800 + 0.01500p$ GHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、JD (p+17)</u> (カ) (略)	チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)	1	11.72748	3	11.76584	9	11.88092	13	11.95764	15	11.99600
チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)																																						
1	11.72748																																						
3	11.76584																																						
<u>5</u>	<u>11.80420</u>																																						
<u>7</u>	<u>11.84256</u>																																						
9	11.88092																																						
<u>11</u>	<u>11.91928</u>																																						
13	11.95764																																						
15	11.99600																																						
<u>17</u>	<u>12.03436</u>																																						
<u>19</u>	<u>12.07272</u>																																						
<u>21</u>	<u>12.11108</u>																																						
<u>23</u>	<u>12.14944</u>																																						
チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)																																						
1	11.72748																																						
3	11.76584																																						
9	11.88092																																						
13	11.95764																																						
15	11.99600																																						

(2)、(3) (略) 3～13 (略) 第2～第9 (略) 第10 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（標準テレビジョン放送等のデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(注)</u>			
放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	5 7 11	0. 1 2
<u>(注)</u> 中継器の故障により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。			
第11 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送 (注1) (注2) (注3)			
放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	1 3 <u>5 7</u> 9 <u>11</u> 13 15 <u>17 19 21 23</u>	0. 1 2
(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。 (削除)			
<u>(注2) チャンネル番号9の周波数の使用は、デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送の終了を待って行うものとする。</u>			
<u>(注3) チャンネル番号5, 7, 11, 17, 19, 21及び23の周波数の使用は、平成23年からとする。</u>			
第12 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送のうち放送衛星業			

(2)、(3) (略) 3～13 (略) 第2～第9 (略) 第10 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（標準テレビジョン放送等のデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送 <u>(注1) (注2)</u>			
放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	5 7 11	0. 1 2
<u>(注1)</u> 中継器の故障により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。			
<u>(注2) これらの周波数を使用する場合は、外国の優先権ある無線局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。</u>			
第11 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送 (注1) (注2) (注3)			
放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経 110 度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	1 3 9 13 15	0. 1 2
(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。			
<u>(注2) これらの周波数を使用する場合は、外国の優先権ある無線局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。</u>			
<u>(注3) チャンネル番号9の周波数の使用は、平成19年12月1日からとする。</u>			
第12 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送のうち放送衛星業			

務用の周波数を使用して国内放送又は受託国内放送をする無線局が開設されている人工衛星と同一の軌道又は位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるデジタル放送（以下「放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送」という。）以外のデジタル放送。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数（チャンネル番号）	空中線電力 (kW)
(削除)			
全 国	東経128度 (JCSAT-3A)	J D 1 J D 2 J D 3 J D 4 J D 5 J D 6 J D 7 J D 8 J D 9 J D 10 J D 11 J D 12 J D 13 J D 14 J D 15 J D 17 J D 21 J D 22 J D 24 J D 25	0.127
全 国	東経128度 (JCSAT-4)	J D 1 (注4) J D 2 (注4) J D 3 (注4) J D 4 (注4) J D 5 (注4) J D 6 (注4) J D 7 (注4) J D 8 (注4) J D 9 (注4) J D 10 (注4) J D 11 (注4) J D 12 (注4) J D 13 (注4) J D 14 (注4) J D 15 (注4) J D 17 (注4)	0.060

務用の周波数を使用して国内放送又は受託国内放送をする無線局が開設されている人工衛星と同一の軌道又は位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるデジタル放送（以下「放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送」という。）以外のデジタル放送。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数（チャンネル番号）	空中線電力 (kW)
全 国	東経128度 (JCSAT-3)	J D 1 (注4) J D 2 (注4) J D 3 (注4) J D 4 (注4) J D 5 (注4) J D 6 (注4) J D 7 (注4) J D 8 (注4) J D 9 (注4) J D 10 (注4) J D 11 (注4) J D 12 (注4) J D 13 (注4) J D 14 (注4) J D 15 (注4) J D 17 (注4) J D 21 (注4) J D 22 (注4) J D 24 (注4) J D 25 (注4)	0.060
全 国	東経128度 (JCSAT-3A)	J D 1 J D 2 J D 3 J D 4 J D 5 J D 6 J D 7 J D 8 J D 9 J D 10 J D 11 J D 12 J D 13 J D 14 J D 15 J D 17 J D 21 J D 22 J D 24 J D 25	0.127
全 国	東経128度 (JCSAT-4)	J D 1 (注4) (注5) J D 2 (注4) (注5) J D 3 (注4) (注5) J D 4 (注4) (注5) J D 5 (注4) (注5) J D 6 (注4) (注5) J D 7 (注4) (注5) J D 8 (注4) (注5) J D 9 (注4) (注5) J D 10 (注4) (注5) J D 11 (注4) (注5) J D 12 (注4) (注5) J D 13 (注4) (注5) J D 14 (注4) (注5) J D 15 (注4) (注5) J D 17 (注4) (注5)	0.060

全 国	東経128度 (JCSAT-R)	J D 21 (注4)		0.127
		J D 22 (注4)		
		J D 24 (注4)		
		J D 25 (注4)		
		J D 1 (注4)	J D 2 (注4)	
		J D 3 (注4)	J D 4 (注4)	
		J D 5 (注4)	J D 6 (注4)	
		J D 7 (注4)	J D 8 (注4)	
		J D 9 (注4)	J D 10 (注4)	
		J D 11 (注4)	J D 12 (注4)	
		J D 13 (注4)	J D 14 (注4)	
		J D 15 (注4)	J D 17 (注4)	
		J D 21 (注4)	J D 22 (注4)	
全 国	東経124度 (JCSAT-4)	J D 24 (注4)	J D 25 (注4)	0.060
		J D 1 (注5)	J D 2 (注5)	
		J D 3 (注5)	J D 4 (注5)	
		J D 5 (注5)	J D 6 (注5)	
		J D 7 (注5)	J D 8 (注5)	
		J D 9 (注5)	J D 10 (注5)	
		J D 11 (注5)	J D 12 (注5)	
		J D 13 (注5)	J D 14 (注5)	
		J D 15 (注5)	J D 16 (注5)	
全 国	東経124度 (JCSAT-4A)	J D 1	J D 2	0.075
		J D 3	J D 4	
		J D 5	J D 6	
		J D 7	J D 8	
		J D 9	J D 10	
		J D 11	J D 12	
		J D 13	J D 14	
		J D 15	J D 16	
全 国	東経124度 (JCSAT-R)	J D 1 (注5)	J D 2 (注5)	0.127
		J D 3 (注5)	J D 4 (注5)	
		J D 5 (注5)	J D 6 (注5)	
		J D 7 (注5)	J D 8 (注5)	
		J D 9 (注5)	J D 10 (注5)	
		J D 11 (注5)	J D 12 (注5)	
		J D 13 (注5)	J D 14 (注5)	
		J D 15 (注5)	J D 16 (注5)	

(注1)～(注3) (略)

(注4) この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCSAT-3Aによる受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

全 国	東経124度 (JCSAT-4)	J D 21 (注4) (注5)		0.060
		J D 22 (注4) (注5)		
		J D 24 (注4) (注5)		
		J D 25 (注4) (注5)		
		J D 1 (注6)	J D 2 (注6)	
		J D 3 (注6)	J D 4 (注6)	
		J D 5 (注6)	J D 6 (注6)	
		J D 7 (注6)	J D 8 (注6)	
		J D 9 (注6)	J D 10 (注6)	
		J D 11 (注6)	J D 12 (注6)	
		J D 13 (注6)	J D 14 (注6)	
		J D 15 (注6)	J D 16 (注6)	
全 国	東経124度 (JCSAT-4A)	J D 1	J D 2	0.075
		J D 3	J D 4	
		J D 5	J D 6	
		J D 7	J D 8	
		J D 9	J D 10	
		J D 11	J D 12	
		J D 13	J D 14	
		J D 15	J D 16	

(注1)～(注3) (略)

(注4) この周波数の使用は、人工衛星JCSAT-3Aによる受託国内放送を行う放送局の運用が開始された後において、故障等により同人工衛星による受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

(削除)

(注5) この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCSAT-4Aによる受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

第13 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数（チャンネル番号）	空中線電力 (kW)
全 国	東経110度 (N-SAT-110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND10 ND12 ND14 ND16 ND18 ND20 ND22 ND24	0.120

(注1)、(注2) (略)

(削除)

(注3) ND2、ND4、ND6、ND8、ND10又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務用の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注5) この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCSAT-3による受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

(注6) この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCSAT-4Aによる受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

第13 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数（チャンネル番号）	空中線電力 (kW)
全 国	東経110度 (N-SAT-110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND10 ND12 ND14 ND16 ND18 ND20 ND22 ND24	0.120

(注1)、(注2) (略)

(注3) これらの周波数を使用する場合は、外国の優先権のある無線局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注4) ND2、ND4、ND6、ND8、ND10又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務用の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年7月11日

日本放送協会の衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を
賃貸する業務の認可について
(平成19年7月11日 諮問第27号)

日本放送協会の放送設備の賃貸の認可について
(平成19年7月11日 諮問第28号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(金澤課長補佐、田口係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を賃貸する業務の認可について（諮問第 27 号）

日本放送協会の放送設備の賃貸の認可について（諮問第 28 号）

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、協会が保有する衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を株式会社ダブリュエックス二十四（以下「W X 2 4」という。）及び社団法人デジタル放送推進協会（以下「D p a」という。）へ賃貸する業務及び当該装置等の同 2 社への賃貸について、放送法（以下「法」という。）第 9 条第 8 項及び第 47 条第 1 項の認可の申請があった。この申請の概要は、次表のとおりである。

申請事項	根拠規定	業務等の内容	業務等の期間
衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を賃貸する業務	法第 9 条第 8 項 法第 9 条第 3 項第 1 号	衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を W X 2 4 及び D p a に賃貸する業務	協会と賃貸を行うデータ放送事業者への周波数割当が同一周波数で、その合計容量が多重化装置の伝送可能容量を超えない割当である期間
放送設備（衛星放送番組送出用多重化装置等の一部）の賃貸	法第 47 条第 1 項	放送設備（衛星放送番組送出用多重化装置等の一部）の W X 2 4 及び D p a への賃貸	同上

2 申請の理由

B S デジタル放送の既存データ放送事業者である W X 2 4 と D p a は、本年 12 月の B S デジタル放送のチャンネル再編成に伴い、協会と同一周波数である B S 15 チャンネルに移行することとなっている。

現在、これらの既存データ放送事業者は、B S デジタル放送全体のトランスポートストリーム（以下「T S」という。）を有効に使用する観点から、同一チャンネルでテレビジョン放送を行う委託放送事業者と同一の T S として放送番組を送出している。本年 12 月の B S デジタル放送のチャンネル再編成においても同様の観点から、B S 15 チャンネルに移行する既存データ放送事業者の放送番組を協会と同一の T S として送出するよう協会を除く委託放送事業者全社が要望しているとともに、W X 2 4 及び D p a は、協会の T S に結合するため、協会の保有する衛星番組送出用多重化装置等の使用を希望している。

協会としては、協会の保有する設備を有効に利用し、社会的ニーズに応え、B S デジタル放送の安定的運用に資するものであることに鑑み、当該多重化装置等を W X 2 4 と D p a に賃貸しようとするものである。

協会が当該多重化装置等を W X 2 4 と D p a に賃貸することについては、協会にあっては、その保有する設備を賃貸する業務について法第 9 条第 8 項の認可を受けることが必要であるとともに、その放送設備の賃貸について法第 47 条第 1 項の認可を受けることが必要である。

3 審査

この申請について審査した結果は、次のとおりであり、申請のとおり認可することとした。

(1) 衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を賃貸する業務（放送法第9条第8項）

項目	結果
1 申請に係る業務（以下「本業務」という。）が営利を目的としないものであるか。	本業務については、社会的ニーズに応え、BSデジタル放送の安定的運用に資することを目的とするものであることに加え、本業務における本賃貸の価格については、設備の減価償却費、資本利子、固定資産税、維持運用費、一般管理費を基に算定されていることにかんがみると、営利を目的としないものであると認められる。
2 本業務が日本放送協会（以下「協会」という。）の目的を達成するための業務の円滑な遂行に支障を与えないものであるか。	本業務については、次に掲げる事由にかんがみると、協会の目的を達成するための業務の円滑な遂行に支障を与えないものと認められる。 1 賃貸しようとする衛星放送番組送出用多重化装置等の一部は、協会の放送に使用しない帯域において賃貸しようとするものであり、協会の目的を達成するための業務の用に供されていないこと。 2 緊急時の放送確保については、協会の放送を優先することを賃貸の条件としていること。
3 本業務が公共放送たる協会の行う業務としてふさわしいものであるか。	本業務については、社会的ニーズに応え、BSデジタル放送の安定的運用に資することを目的とするものであることにかんがみると、協会の性格に照らして協会の行う業務としてふさわしいものであると認められる。
4 本業務がいたずらに民間と競合しないものであるのか。	BSデジタル放送の15チャンネルの用に供することのできる衛星放送番組送出用多重化装置等を賃貸することが可能である者は、協会に限定されている。また、BSデジタル放送の安定的運用に資することを目的として、W X 2 4 と D p a の要請に基づき、協会の業務として衛星放送番組送出用多重化装置等の一部を賃貸することとしており、他社との競合関係にあるものではないと認められる。

(2) 放送設備（衛星放送番組送出用多重化装置等の一部）の賃貸（放送法第47条第1項）

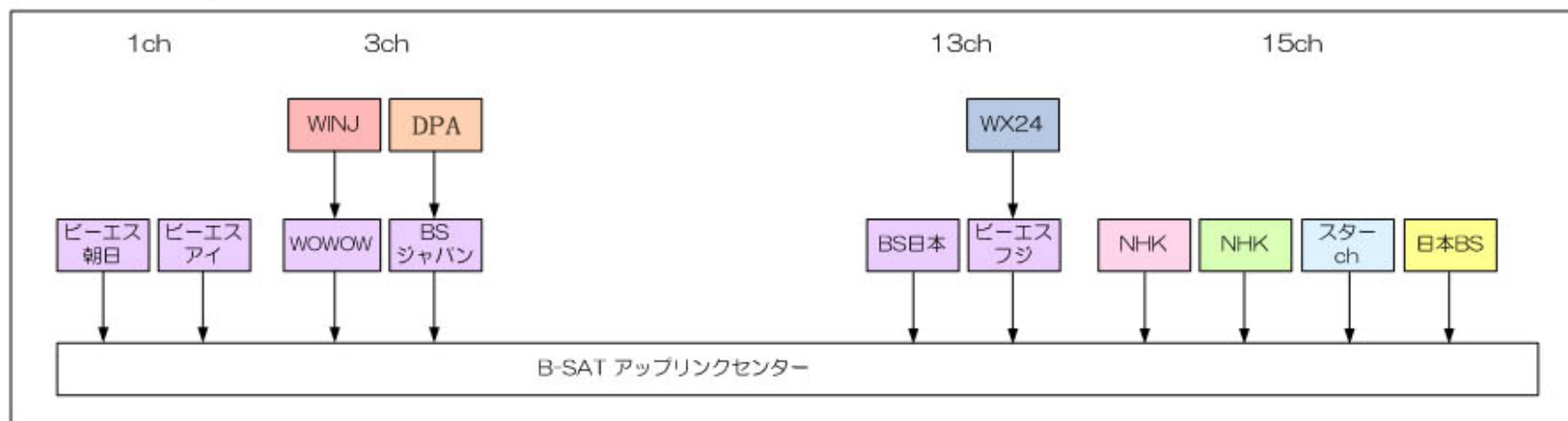
項目	結果
1 申請に係る賃貸（以下「本賃貸」という。）が協会の目的を達成するための業務の遂行に支障を与えないか。	本賃貸については、次に掲げる事由にかんがみると、協会の目的を達成するための業務の遂行に支障を与えないものと認められる。 1 賃貸しようとする衛星放送番組送出用多重化装置等の一部は、協会の放送に使用しない帯域において賃貸しようとするものであり、協会の目的を達成するための業務の用に供されていないこと。 2 緊急時の放送確保については、協会の放送を優先することを賃貸の条件としていること。
2 本賃貸の価格が適正か。	本賃貸の価格については、設備の減価償却費、資本利子、固定資産税、維持運営費、一般管理費を基に算定されていることから、適正なものであると認められる。

注 本賃貸については、放送法第9条第3項第1号の業務を行うものであるため、同法第47条第2項ただし書の規定により、同項本文の規定による両議院の同意は不要である。

(参考)

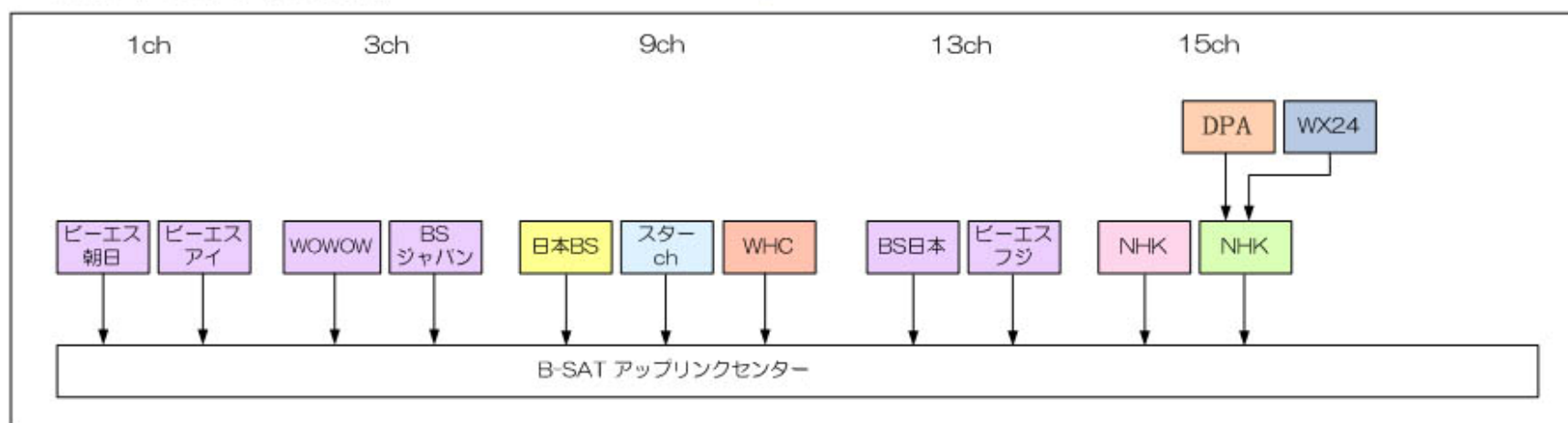
BSデジタル放送再編成(委託事業者回線)

2007年9chデジタル化以前



ω

2007年9chデジタル化以降



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年7月11日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成19年7月11日 付議第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5907

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る 異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成19年6月11日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら115名

3 異議申立てに係る処分

平成19年4月12日及び5月16日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分（14件、詳細は別紙参照）

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が2MHz～30MHzの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成19年4月12日及び5月16日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号かつ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

○ 平成19年4月12日付け総務省告示第242号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ユニスター
型式名 IP522AV
指定番号 第AT-07011号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットギア・インターナショナル・インク日本支社
型式名 PL-NTGR-200
指定番号 第AT-07012号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ザイセルジャパン株式会社
型式名 PLA-400
指定番号 第AT-07013号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電工ネットワークス株式会社
型式名 G02P1
指定番号 第AT-07014号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電工ネットワークス株式会社
型式名 MegaBit Gear MH2160
指定番号 第AT-07015号

○ 平成19年5月16日付け総務省告示第293号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL3-CPE-XE10A1FS
指定番号 第AT-07016号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL3-CPE-XE10A1FA
指定番号 第AT-07017号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL3-CPE-XE01A1FA
指定番号 第AT-07018号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL3-CPE-XE01A1FS
指定番号 第AT-07019号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL2-REP-H10C
指定番号 第AT-07020号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL2-REP-T10C
指定番号 第AT-07021号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 東洋ネットワークシステムズ株式会社
型式名 PL2-REP-H20C

- | | |
|----------------|-------------------|
| 指定番号 | 第AT－07022号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 東洋ネットワークシステムズ株式会社 |
| 型式名 | PL2－REP－T20C |
| 指定番号 | 第AT－07023号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 東洋ネットワークシステムズ株式会社 |
| 型式名 | PL2－REP－F10C |
| 指定番号 | 第AT－07024号 |

(参考)

申立人らの主張の概略は以下のとおり。

- ・ アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、法律上保護された利益である。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生じるおそれがある。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LAN利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能であり、広帯域電力線搬送通信設備を解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備とアマチュア無線との共存は、現在の技術では不可能であり、広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- ・ 総務省が、アマチュア無線を妨害するおそれのある技術を解禁すべきでないことは法令の規定から明らかであり、アマチュア無線の無線利用妨害を不可避免的にもたらす大きな問題が解決されていない現状で広帯域電力線搬送通信設備を解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え又は濫用である。

(参照条文)

○ **電波法（昭和25年法律第131号）**

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（審理の開始）

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ **電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）**

（通信設備）

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

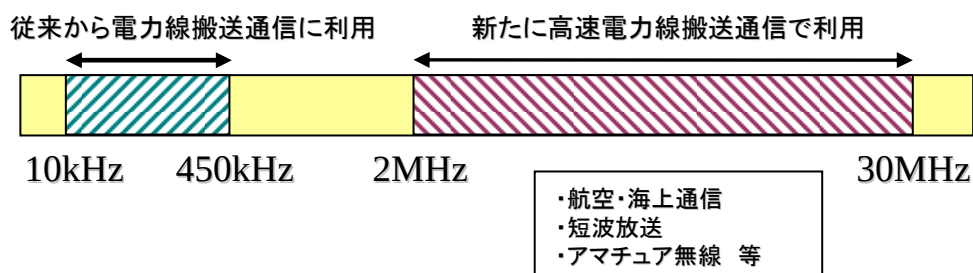
- 二 屋内において、2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの特徴

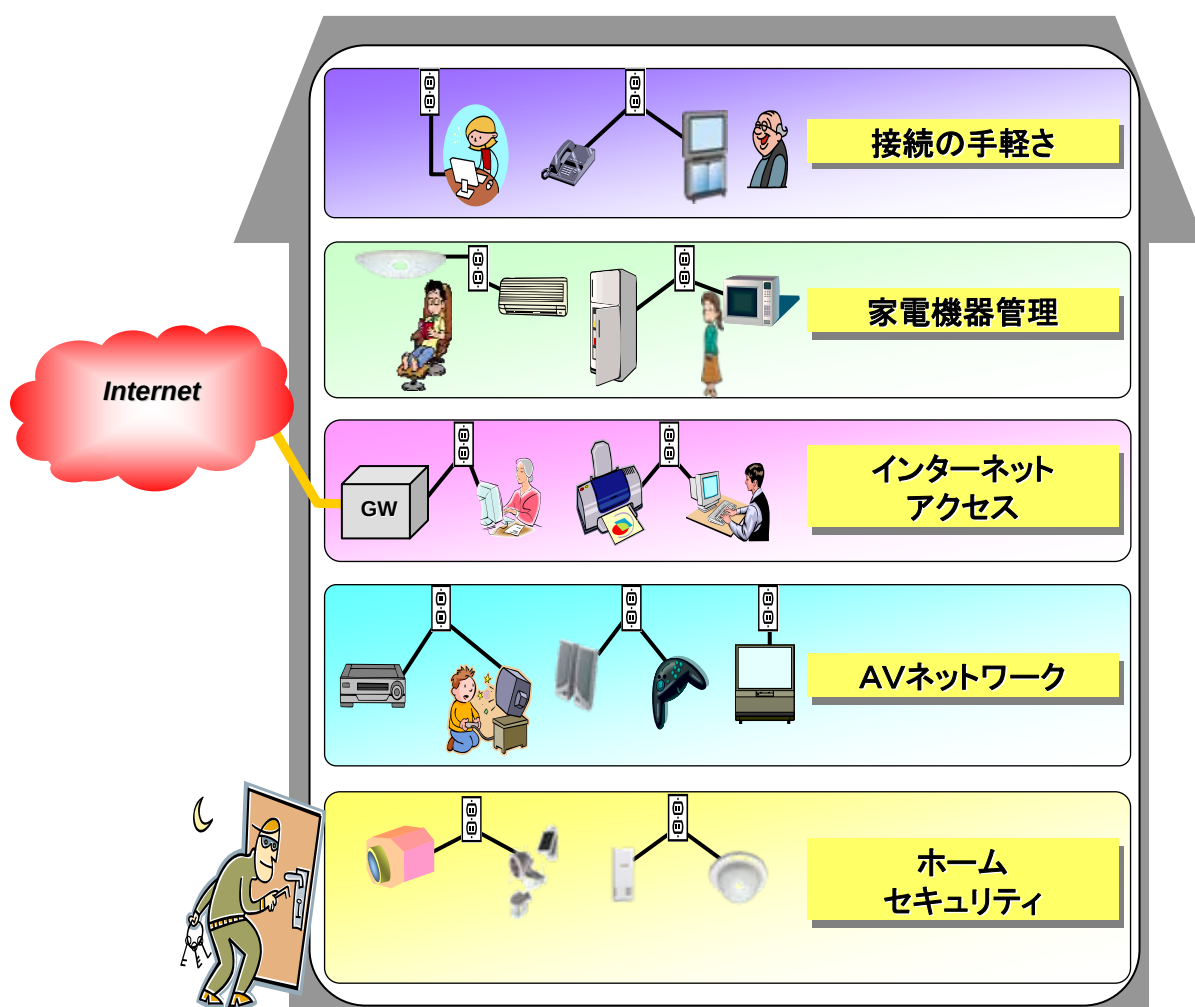
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

PLCの利用周波数帯



高速電力線搬送通信（高速P L C）の概要

PLCの利用イメージ



ポイント

- 屋内利用に限定
- 漏れ電波の原因である電流値を制限した技術基準を設定

高速電力線搬送通信(高速P L C)の導入に向けた制度整備

高速PLCの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

基本的考え方

- ・ 利用周波数帯(2MHz～30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

PLC設備の技術的条件

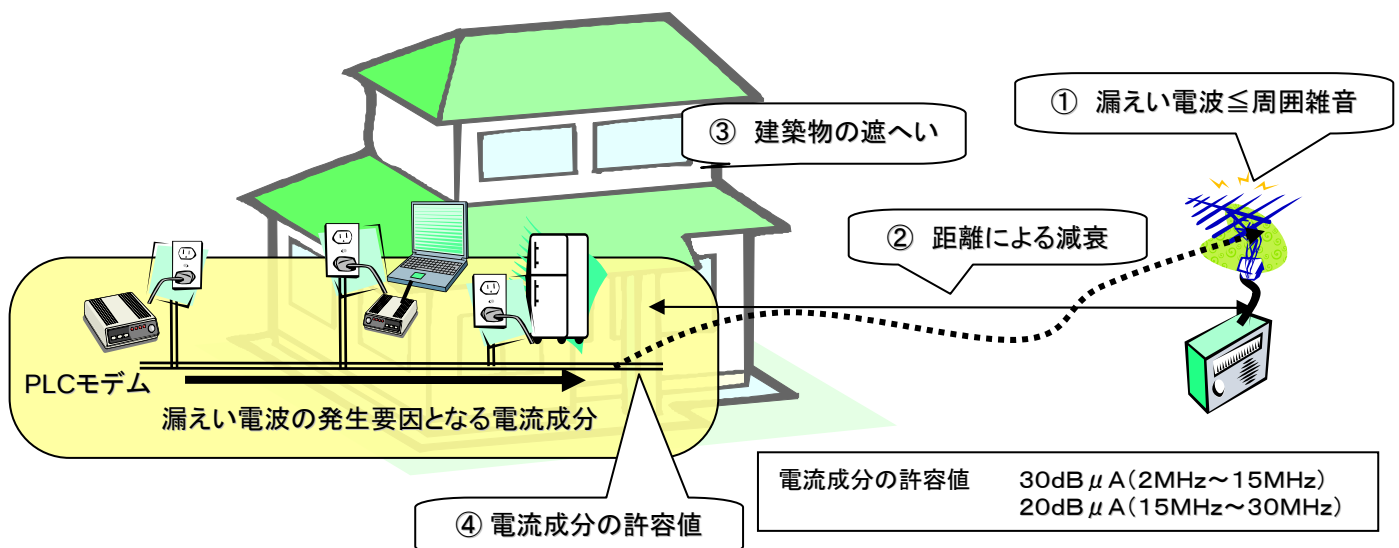
1 非通信時

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

2 通信時

(1) 利用周波数帯(2MHz～30MHz)

PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



(2) 非利用周波数帯(150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz)

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

① 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

② 無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

③ 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

②の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

④ 「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示

①の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

⑤ 電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

①及び②の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

⑥ 周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。